

形跡が認められるところから、観山の著した内容の単なる丸写しではないといえる。なお、管見の限り、この例と同様の手法が、“利明1”⁴¹⁾のみならず、“利明1”～“利明6”の全体に及んでいることも補足しておかねばならない。

以上の各項目の特徴や、内容の異同に着目すれば、利明は“観山1”～“観山5”の内容に依拠しながら“利明1”～“利明6”の部分を記したという位置づけとなる。この見解の妥当性は、“利明5”の末尾に記された、

「寛文十庚戌年通詞勘右衛門 東都帰府之節携来日記写也

最上徳内奥蝦夷地赴ク時此書記ヲ追ス所ノ下案ナリ脱字誤字直シ」⁴²⁾

という朱書きの文言から確定化される。ここには、1670年（寛文10年）に蝦夷の通詞勘右衛門⁴³⁾が江戸に帰府した際に携えた日記が『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』のソースであり、それを最上徳内⁴⁴⁾が筆写したものを利明が入手し、訂正を施したという作業の過程が回顧されている。ここで、通詞勘右衛門からの聞き書きを観山が纏めたものが『蝦夷談筆記』として流布していた点を考慮すれば、朱書きにより「日記」あるいは「此書」として紹介されているものは、観山の著作の内容を指していることは間違いない。したがって、松宮観山により著された『蝦夷談筆記』の内容を筆写したものが利明による『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』である、という理解となり、同書を『蝦夷談筆記』の「ノート」（阿部真琴）あるいは「書き改め」（高倉新一郎）とみなした従来の指摘は概ね間違いではないという判断となる。ただし、利明は松宮観山の名や『蝦夷談筆記』といったタイトルを一切記載してい

41) 加筆や修正の事例を以下に幾つか挙げておく。「一 松前西（東）之方クスリメ（ア）ツケシと申す所まで松前より往来有之」〈3丁裏（【付録】〔表-1〕のNo.9に該当）〉の部分は「西」の右横に「東」の文字が、「メ」の右横に「ア」の文字が黒墨で加筆されている。また、「一 蝦夷人物語りを聞くに此嶋蝦夷人品は色々替りあり或耳に鉤を通し候者あり鼻に鉤をはむるもあり又老年迄も頬に髭無きもあり」〈16丁裏（【付録】〔表-1〕のNo.38に該当）〉の直後に「利明曰此説は欺戯説なり」〈16丁裏〉という見解が朱書きにより加筆されている。

42) 函館本『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』48丁裏。

43) 榎森進氏は、通詞（通辞）について「和人社会とアイヌ社会の關係の接点に立っていたのがアイヌ語通辞であり、しかもその多くが奥羽出身の人々であった」（榎森進（1990）『海峽をはさむ地域史像—ひと・もの・情報—』北海道・東北史研究会編『北からの日本史 2』三省堂、56ページ）と指摘している。

44) 利明の門弟であった最上徳内の1回目の蝦夷地訪問は、1785年2月（天明5年）より始まり、現地調査を経た後に江戸へと帰府したのは1786年12月（天明6年）である（島谷良吉（1977）『最上徳内』吉川弘文館、274-275ページ）。この事実を考慮すれば、利明が徳内から『蝦夷談筆記』の内容を入手したのは1785年2月（天明5）以前、と考えるのが自然である。ただし、この点については最上徳内側の事績を考慮しながらの、さらなる調査が必要とされる。

ないという点や、“観山1”～“観山5”の内容が“利明1”～“利明6”へと反映され、そのうえで新たに“利明7”の部分が増補されている点、さらには、“観山6”ならびに“観山7”の箇所の手書き作業は行われていない点などは新たな指摘として補足すべきである⁴⁵⁾。

このように受容すべき従来からの定説は、先述したように概ねの妥当性を有しているが、大幅に訂正をうながすべき側面も抱えている。それは、阿部真琴氏が「1786年正月」⁴⁶⁾に求めた『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』の成立年月の問題である。たしかに、利明は同書の“利明5”の末尾において、

「天明六丙年春正月 本多三郎右衛門利明」⁴⁷⁾

という墨跡を残しており、そこにのみ着目すれば、1786年1月（「天明六丙年春正月」）の成立を導き出すことは容易であるだろう。しかし、同書には、もう1つ成立年月に関する記載が残されている。それは、“利明7”の末尾に記された、

「天明八年戊申年正月 本多利明識」⁴⁸⁾

という朱書きの加筆部分である。阿部氏が触れることのなかったこの文言を考慮すれば、同書の成立が1786年（天明6年）1月（「天明六丙年春正月」）なのか、あるいは、1788年（天明8年）1月（「天明八年戊申年正月」）なのか、または、2つの年月の記載をどのように理解すべきなのか、という問題の解決化が求められることとなる。その場合に、『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』の内容構成を踏まえながら、利明がどのような筆写の手順により同書を脱稿させたのかという点について整理すれば、おのずと確定すべき見解が抽出されることとなる。

これまでに既出の引用資料を顧みると、同書は筆墨と朱書きの書き入れにより著されていることはあきらかであるが、記載手段それぞれの役割に着目してみると、ほぼ全文が誤字脱字の修正を含めて墨跡として認められるのに対して、朱書きの箇所は文章と文章の間に生じた空白へのコメントの書き入れや頭注などきわめて断片的な補足である。この点を踏まえ

45) なぜ、松宮観山の名や『蝦夷談筆記』といったタイトルを一切明示することなく、通詞勘右衛門の「日記」という記し方をしたのか、という問題については、現時点において論証することができない。したがって、今後の課題とする。

46) 阿部、前掲論文(2)、89ページ。

47) 函館本『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』48丁裏。

48) 函館本『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』52丁裏。

ば、墨跡に該当する部分をすべて記した後に、あらためて全文を見直しながらの加筆が朱書きにより進められた、という作業工程があったと理解しうる。

こうした推定を踏まえながら、[表 4-1] の“利明 1”～“利明 7”の作成手順について詳述すれば、まず、表題「大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿」および“利明 1”～“利明 5”〈一つ書きによる蝦夷地の観察記録・「蝦夷地之産物」・「蝦夷人詞遣ひ品々」・「蝦夷地濫觴之事」・「シヤムシヤイン一揆之事」(1丁表-48丁裏)〉までが筆墨により著され、“利明 5”の末尾(48丁裏)における記載「天明六丙年春正月 本多三郎右衛門利明」(1786年 1月)により筆写作业は一端の終了となる。なお、その時点では朱書きの部分は加筆されていない。その後、どのような経緯があったのかは不明であるが、すくなくとも、1786年 1月以降から“利明 6”(「松前氏系図」[49丁表-50丁裏])および“利明 7”(「独言」[51丁表-52丁裏])が筆墨により補完されることとなる。この作業を経た後に、あらためて表題以降の全文を通読しながら、先に本論文の脚注や本文で触れた「利明日此説は欺戯説なり」や「寛文十庚戌年通詞勘右衛門 東都帰府之節携来日記写也」などの文章間における利明自身の見解の補足や、初出となる「償とは日本の過料也」⁴⁹⁾といった頭注などが朱書きにより幾つか施され、さいごに、「天明八年戊申年正月 本多利明識」(1788年 1月)という朱書きが“利明 7”の末尾(52丁裏)へ記載されることにより、『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』は完全に脱稿化する。

以上のように整理される作業の工程から同書に関するさらなる特色を指摘することができる。それは、同書の成立過程は段階性を有しているといった点である。それを簡潔に提示すれば、

I：表題・“利明 1”～“利明 5”の筆墨による執筆

II：“利明 6”～“利明 7”の筆墨による執筆

III：全文に対する朱書きによる補足

という順序となる。その場合に、Iの作業の完了が1786年(天明6年)1月であり、その後のIIの補完作業を経た後のIIIの作業の終了、換言すれば『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』の脱稿となる時期が1788年(天明8年)1月、という理解となる。なお、筆墨および朱書きといった執筆手段の違いにより、IIとIIIが段階的に成立していることは明白であるものの、利明がそれぞれの作業に従事した期間を明確な年月日でもって特定化することはできない。あくまでも概ねということになるが、IIは1786年(天明6年)1月以降から、IIIに着手

49) 函館本『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』5丁表。

する以前の作業であり、ⅢはⅡを終えてから、1788年(天明8年)1月までの間の作業、という位置づけとなる。

4-2 『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』における「独言」部について

前節における『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』についての書誌学的な位置づけから、先学が見落としていた事実を新たに提示することができたが、その中でも、とくに重要視すべきは、松宮観山著『蝦夷談筆記』の内容に依拠した“利明1”～“利明6”の後に、利明独自の見解に相当する“利明7”が補完されている、という点である。本節では、この“利明7”、利明の朱書きによれば「独言」と呼称される部分についての検討を加え、そこに記された内容の意義を明瞭化する。

従来の利明研究において看過されてきた、利明が補完するところの「独言」部は、

「	独言	利明
<p>北極の出地三拾九度余より凡五拾度に距る国にして甚広太なり先つ松前続蝦夷一箇嶋西の方唐太一箇嶋此式ヶ嶋は北極出地凡三拾九度位より四拾五六度なり因て緯度直径式百八九拾里〔註六〕経度は六百里より八百里に距るべし又気候は南部北浦辺より少し寒也五穀豊饒の良地なるは此出地に因りて慥なり又クナシリエトロフウルフよりカムサスカまで大嶋計り凡拾五嶋あり此嶋土人衆満近来ヲホツカより令を下し土人を懐る事なり嶋名も不残改名せしといへり雖然今に日本の地なると土人皆思ふといへり此説慥なる証拠あり北極出地凡四拾度より五拾度に及び我口本邦江都の方位にては寅卯の間にカムサスカ当る辺クナシリよりカムサスカまでは其遠き計りかたく候得共天度を以測るに凡六七百里程もあり凡寒国には候得共ホルトガルフランスゼルマニア等の気候なり阿蘭陀よりは暖国なり耕地開発後漸々米穀も出来可申歟ヲホツカより東浜辺通りカムササガまで粟麦あり土人の食用是に達すとなり又漢字並国字ありカムササガの通辞ビヨドロは日本云も知りいろはにて日本の事を書たる書もあるといへり天明三癸卯五月中松前の西海江大船壹艘係りたる事あり船長五拾間計り横幅四拾間計りなり舟の仕立紅毛舟に似寄たり凡三十日計り係り風便を窺順風を得て北に向て出帆せしといへり此事段々評議もある事也ソウヤ唐太の間を乗りヲホツカの大湊へ帰帆せしものならん歟</p> <p style="text-align: center;">天明八戊申年正月本多利明識」⁵⁰⁾</p>		

という記載がすべてである。なお、前節で触れたようにこの引用は筆墨であるが、冒頭の

50) 函館本『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』51丁表-52丁裏。

「独言 利明」ならびに末尾の「天明八戊申年正月 本多利明識」の部分は朱書きである。この事実は、「独言」という項目名が後から付されたという経緯を示唆している。このような形式的理解を前提としながら、「独言」部に展開された内容についてさらに詳述してゆきたい。その場合に、「独言」部は、幾つかのテーマにより構成されており、(1)蝦夷地を含む日本の北方についての地理認識、(2)北方に関するロシアの接触についての情報、(3)経済的側面からみた北方の領域の特性、についての見解が趣旨として記されている点に留意しなければならない。

(1)については、現在の北海道・樺太島にそれぞれ該当する「松前統蝦夷一箇嶋」・「唐太一箇嶋」、ならびに国後島・択捉島・得撫島を意味する「クナシリエトロフウルフ」からカムチャッカ半島を意味する「カムサスカ」までに点在する15の島々が所在する位置や気候的特性を紹介し、これらの領域は全て寒国であるとみなしている。なお、上記の地名は、表題「大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿」という記載に強調されている「北蝦夷」に含まれるものであり、それらにより形成される領域は日本国の「属島」だろうという推測が利明の考えの中にあつた点を指摘しておかなければならない。

(2)については、1つとして、ロシアに所在するオホーツクを意味する「ヲホツカ」を拠点として、ロシア側から15の島々に対する接触が図られ、「不残改名」と記すように島名の変更などにより、同地在住民が彼らの支配下に置かれつつあるという説を紹介している。ただし、「今に日本の地なると土人皆思ふといへり」という情報を添えているように、利明は、15の島々の人々が日本への帰属を自覚しているといった様相についても紹介し、同地は本来的に日本固有の領域であるのではないか、という推測を強調している。これは、ロシアの南下政策への対処を念頭に置いた場合に、日本側の支配に関わる正当な根拠に留意した見解であるといえる⁵¹⁾。また、「天明三癸卯五月」に該当する1783年(天明3年)5月にオランダ船に似た船舶が「ソウヤ唐太」間を通航し、「ヲホツカ」に帰帆した形跡があるという情報も記している。これは、外国船がオホーツクを目指しながら宗谷～樺太間に所在する宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡[La Perouse Strait])を航行したという出来事⁵²⁾の単なる紹介では

51) ファインベルク氏は「1778年9月7日、アンチピンとシャバリンはレベジェフ＝ラストチキンとズボフの書簡と贈り物をあずかってウルフ島へ向かった。1779年春、彼らはイトゥルプ(択捉)とクナシル(国後)を訪れてアイヌと取り引きをし、その多くをロシア国籍に入れた」と指摘している(E. ファインベルク(1973)『ロシアと日本—その交流の歴史』新時代社、56ページ)。

52) 1787年(天明7年)にフランス人ラ・ペルーズ(Jean Francois de Galaup, comte de La Perouse (1741-1788))が宗谷海峡を航行し、カムチャッカ半島のペトロパブロフスクへ到着している点を考慮すれば、利明の記事はそれを指している可能性が高い。船越昭生氏によるラ・ペルーズの航海についての整理(船越昭生(1976)『北方図の歴史』講談社、210ページ)は、1787年4月9日のマニラ出航から、台湾と琉球の間を通り、日本海を航行して、韃靼の沿岸に至り、さらなる北進を断